

消費者ネット ニュース

No. 4

2005.10.25

■「消費者団体訴訟制度の早期成立に向けて (意見交換会)を開催しました～岸田文雄衆議院議員を迎えて～

川手三枝子(監事)



▲ 意見交換会の様子



岸田文雄 衆議院議員
(自民党、消費者問題に
関するPT座長)

2004年の消費者基本法制定を受けて、今年4月には消費者基本計画が策定されました。平成18年度の通常国会では当ネットが活動の目的として掲げている「消費者団体訴訟制度」が制定される予定です。

今回当ネットでは、衆議院議員、自民党の消費者問題に関するプロジェクトチーム座長、岸田文雄氏を迎えて標記意見交換会を開催しました。

はじめに、吉富理事長の挨拶があり、続いて国民生活審議会消費者政策部会・消費者団体訴訟制度検討委員会から6月23日に提出された「消費者団体訴訟制度の在り方について」報告に対し、長井理事より、①事業者の普通裁判籍所在地を管轄する裁判所を基本とすることに強く反対②推奨行為を直ちに差し止めの対象とすべき③差し止めの対象を民法・商法の規定を対象とすべき④行政としての幅広い支援を求める⑤損害賠償制度を導入すべき⑥適格団体に課されるハードルが厳格すぎる、という評価と、当ネットの事業内容や財政基盤の報告がありました。これに対して岸田衆議院議員より①は議論が分かれている②は論点と

して残っている③消費者契約法の規定対象の意見が強い④税制優遇等検討の余地あり⑥財政基盤強化のためネットワーク作りを検討してほしい、などの答弁がありました。

意見交換では、「財政基盤の脆弱さは、活動方法によっては解消可能、財政力重視の考えを再考してほしい」と山本理事から強い要望が出されました。この他、ネットワーク化、生協の係わり方等の意見が出ました。

消費者被害の未然防止・救済に有効性のある制度制定にむけて、今後の論議にどのようにかかわっていいのか、今なにをなすべきなのか、これからの活動にじっくりと取り組まなければならないところにきています。

岸田衆議院議員には、国政選挙公示前のお忙しいところ時間を割いていただき、参加者25名で活発な意見交換がなされました。

目次:

「消費者団体訴訟制度の早期成立に向けて(意見交換会)」	1
自民党政務調査会内閣部会ヒアリングについて	2
第3回総会報告	2
東京都消費生活総合センターを視察	3
学習会案内	4
緊急情報 高齢者をねらう悪質住宅リフォーム商法	4

みんなの力で消費者の権利を育てよう

特定非営利活動法人

NPO消費者ネット広島

〒730-0014 広島市中区上幟町2-45 (長井法律事務所内)
TEL 082 (223) 3786 FAX 082 (223) 3787
◆郵便振替: 広島01370-6-8204

ホームページもご覧ください

http://www.d1.dion.ne.jp/~mim_san/nethiroshima/

■自民党政務調査会内閣部会ヒアリングについて 山本一志(理事)



講師を務めた山本理事

去る8月4日、自民党本部で午前8時から開催された、内閣部会消費者問題に関するプロジェクトチームの「消費者団体訴訟制度についてのヒアリング」に、当ネットを代表して、講師として出席しました。

講師としては、当ネットを含め3団体(NPO法人消費者機構日本・NPO法人京都消費者契約ネットワーク)が、持ち時間各8分ずつで、活動内容と国民生活審議会最終報告(6月23日付「消費者団体訴訟の在り方について」)への評価意見を述べ、その後、議員からの質問と意見が述べられました。

議論は、管轄問題と財政問題が中心となり、各団体の今後の財政基盤についての見通しを聞かれました。

私は、当ネットの活動の経過(特に、消費者契約法制定前から足かけ6年に渡り、任意団体として取り組んできたこと)及び活動内容(演劇、学納金返還訴訟の引き金となった約款調査の実施、講演、行政との協議、提言活動等)を報告したのちに、最終報告の評価については、特に、管轄問題を指摘しました。団体訴訟も、被害発生地において訴訟できるようにすべきであると訴えました。財政基盤としては、会費収入の全体の収入にしめる割合が低く、弁護士会などの寄付に頼らざるを得ない現状を述べ、さらには、公的支援として、単に行政から資金

的援助を求めるというのではなく、広く市民から寄付しやすい条件づくりとして、寄付者への優遇税制の検討などを要望しました。

早川忠孝議員(埼玉)からは、当ネットの財政基盤については、その脆弱さを指摘され、独立して団体を維持することよりも、他団体とネットワークを組んで、支部組織として位置づけることも検討に値するのではと示唆されました。

柴山昌彦議員(埼玉)から、管轄については、不法行為の管轄の問題と同列に考えるべきではないので最終報告の考えは基本的には是認できるとし、ただし、本店所在地に限定することによる訴訟の困難さにも理解を示し、合意管轄以外にも、被害発生地への裁量移送という方法などの例外規定もさらに検討すべきとの意見が述べられました。

ヒアリングの後、一緒に出席した京都の野々山弁護士と、衆議院第2議員会館に赴いて、自民党(早川議員、柴山議員)、民主党(菊田まきこ議員、泉房穂議員)の各部屋を廻り、全国ネットワークが作成した要請書を手渡しました。

当ネットが、自民党のヒアリングの対象団体として選ばれ、直接議員等に対し活動状況を報告し、団体訴訟を担う意思を強くアピールできたことは意義ある機会であったと思います。今後、団体訴訟の担い手として当ネットが社会的使命を果たせるよう、財政基盤の確立や活動内容のさらなる充実を目指さなければと決意を新たにしました。



議案提案をする
広島副理事長

■第3回総会報告 三村 明(理事)

2005年6月4日(土)広島弁護士会館

《定時総会報告》

吉富理事長の挨拶の後、長井議長(理事)の議事進行により第1号議案事業・会計報告等、第2号議案事業計画・予算案等ともに、圧倒的多数で承認可決されました。なお、本年度事業の重点課題は、次のとおりです。

- ①社会制度改善への提言事業を継続して進めていく。
- ②個別救済の困難な消費者問題を解決するため団体訴権の確立を目指す。
- ③将来の団体訴権受け皿団体となれるよう会の安定運営と消費者問題に関する事業の実績を重ねる。
- ④多くの一般消費者に会員になっていただき活動の裾野を広げていく。

《研修会報告》

講師：井本雅之さん
県警減らそう犯罪情報官



総会後の研修会では、県警減らそう犯罪情報官井本雅之さんに、振り込め詐欺や悪徳商法についてお話いただきました。「刑法犯は前年同期21.3%と減少しているが拳銃発砲事件の発生や振り込め詐欺などは急増しており、県民の体感治安は悪い」という最近の情勢を話された後、県警に寄せられる消費者トラブルに関する相談や被害の傾向、対応策などについてうかがい、「常に新しい形態のトラブルが発生しているので固定観念を持たない」、「冷静な対応や早期の相談が重要」などのアドバイスをいただきました。今日聞いた話を「自分が気をつけること(実践)」とあわせて「みんなに伝え広げてほしい(会話)」という提案で研修会は、締めくくられました。(3ページ目下続く)

■東京都消費生活総合センターを視察 岡本みどり(理事)

8月29日(月)、吉富理事長他7名で、東京都の消費者行政の第一線の事業所である東京都消費生活総合センターを訪問しました。東京都は消費者相談の斡旋業務や不適正取引を繰り返す悪質事業者名公表等、先進的な消費者行政を実施しており、ぜひその現場をこの目で確かめたいとの思いで参加した視察旅行でした。日本で「消費者の権利」を最初に明確にしたのも東京都消費生活条例です。常に日本の消費者行政のトップランナーの役目を受け持ってきた部署の視察ということで正直大変緊張しましたが活動推進課長岡部憲文氏、被害救済担当係長広瀬裕子氏、相談担当係長坂本かよみ氏が大変温かく迎えてくださいました。

予定した時間をオーバーするほど熱心に説明していただいた内容を一部を紹介します。

- ①消費生活総合センターでは、消費生活相談を9つの専門分野別制にし、弁護士等専門家のアドバイザー制度を設け、高度・専門的に取り組み、区市町村支援(統一処理、情報提供、相談マニュアル発行など)を行っている。
- ②本庁取引指導課では、収集、分析した相談情報により、立ち入り等による個別調査や是正指導(事業者名公表を含む)を行っている。
- ③消費者被害救済委員会では、公正かつ速やかな解決をめざして5ヶ月で処理完結することを目標としており、また、より多くの案件を処理できるよう5部制で対応している。
- ④消費者への情報提供や消費者教育の推進
(各大学落語研究会との連携による出前寄席等)
このように内容は期待していた以上でした。

大規模であるからこそ可能なことも考えられますが、一人ひとりの、事業に対する意識の違いが大きな要因

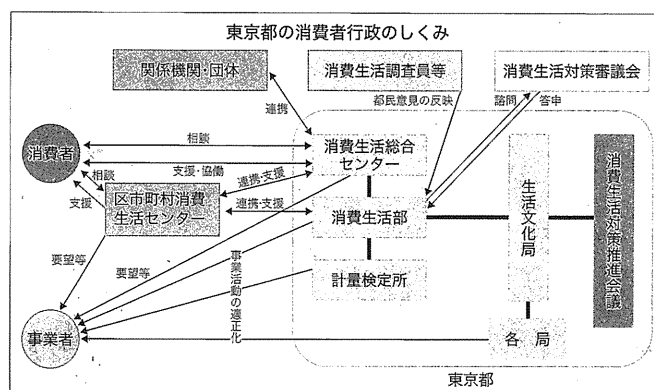
とも感じました。これほどの対策を実施しながら、それでも、現場ではまだまだ不十分と考えているとのこと。

「今後、成立予定の消費者団体訴訟制度には大きな期待を寄せており、行政だけではなく、様々な団体等がよってたかって行動することが必要。そのためには多くの相談情報を持つ行政は、団体訴権適格団体への協力を惜しんではないし、全面的に協力連携するべきである」、との言葉は大変印象的で、大変勇気づけられました。

わたしたち消費者ネット広島も、「積極的に消費者行政担当部署(広島県・広島市等)や他団体等との連携を強化することが大切」と、改めて実感させられる、実り多い視察となりました。



東京都消費生活総合センターの研修室にて研修中の消費者ネット広島のメンバー



■広島県警減らそう犯罪情報官井本さんからのアドバイス (6月4日研修会講演より)

ア ド バ イ ス		
振り 込め 詐欺	なりすまし詐欺	慌ててお金を振り込まない、事実確認、誰かに相談、家族のコミュニケーション。警察が示談をすすめることはない。
	架空請求詐欺	身に覚えがなければ無視(指示された連絡先に連絡しない)あわてて振り込まない。相談する
	融資保証金 詐欺	メールなどで融資の話があったら疑問を持つ。冷静な対処。事実確認家族や警察などに相談。国や県の登録を受けた事業者であるか悪質業者でないか、金利・手数料、返済手続きなどを確認。
悪徳 商法	①だまされないための基本原則 ○無視すること ○契約書にサインしない ○はっきりと断る (頼んでもないのに勝手にやってくる業者に対しては、「いりません」とはっきり断り、ドアを閉めるか 電話を切る)	
	②ネット販売の買い物をするときは、履歴を控える(サイトのプリントアウトやアドレスを控える)。	
	③相談窓口をチェックしておく	

■学習会案内

何が変わるの？何ができるの？

消費者団体訴訟制度の導入 ビフォー&アフター

後を絶たない消費者被害。今、国では法整備がすすんでいます、そのひとつに『消費者団体訴訟制度』があります。個人が訴訟を起こすには時間も費用も専門的知識も必要で大変です。しかし、この制度の成立により、公益性のある消費者団体が個人に代わって訴訟を起こすことができるようになり、「悪徳事業者の不当行為の差し止め」や、従来の個別救済とは違った形での「被害者の救済やトラブルの未然防止」が可能となります。

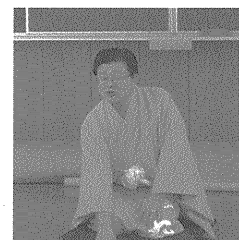
この『消費者団体訴訟制度』は2006年通常国会成立をめざして現在最終段階にさしかかっています。

当ネットでは、消費者に役立つ制度となるよう検討委員会で大活躍された、長野浩三弁護士を迎え、下記のとおり、制度の導入によって何が変わり何ができるかなどについてご講演いただき、ともに考えていきます。

皆さんお誘い合せの上、ご参加ください。（資料代：一般500円 会員：無料）



■日時：2005年11月23日（水）13：30－15：30
 ■場所：中区地域福祉センター5F（大手町平和ビル内）
 （広島市役所の電車通りをはさんだ対面にあります）
 ■落語：「熊さん八つあんなわかるかな」安産亭徳丸さん
 ■講演：消費者に役立つ『消費者団体訴訟制度』をめざして
 講師：長野浩三さん（弁護士）
 国民生活審議会消費者政策部会消費者団体訴訟制度検討委員



安産亭徳丸さん

■緊急情報 高齢者をねらう悪質住宅リフォーム商法

特定商取引法違反の住宅リフォーム業者 西日本基礎株式会社（広島市）に対する業務停止命令（6ヶ月）について

経済産業省は、平成17年8月10日付けで、主として築後相当の年数が経過している家屋に居住する高齢者の住居を訪問し、「下水道の検査にきました。」等と告げてその住居に入り、調湿材の散布や耐震補強材の取付等の住宅リフォーム工事を行っていた訪問販売業者である西日本基礎株式会社（広島県広島市）に対し、特定商取引法の違反行為（不実告知、勧誘目的等不明示、迷惑勧誘）を認定し、同法第8条第1項の規定に基づき、本年8月12日から平成18年2月11日までの6ヶ月間、同社の業務の一部を停止するよう命じました。

1. 西日本基礎株式会社は、一般家庭の排水管の清掃、「CHバリヤ」等という調湿材の散布、「スティールホルダー」という耐震補強材の取付等の事業を行っているところ、主として築後相当の年数が経過している家屋に居住している高齢者等の住居を訪問し、「下水道の検査にきました。」等と告げて排水管の清掃を行い、その後、「床下も見えておきましょう。」等と告げて住居の床下に潜る等して、「柱が

おかしいので、このままだと今度地震がきたら、家が倒れます。今のうちに補強金具を取り付けませんか。」「地盤沈下していますよ。このままでは来年になったら大変なことになりますよ。基礎工事をしたほうが良いですよ。」等とあたかも当該家屋等に不具合があり、これを原因とする何らかの危険が存在し、この危険を除くために調湿材の散布又は耐震補強材の取付に係る役務の提供を受けることが必要であるかのように告げていました。

しかし、実際には、当該家屋等に係る不具合は何ら存在せず、何らかの危険も存在しませんでした。

また、西日本基礎株式会社は、「下水道の検査にきました。」等と告げるだけで勧誘に先だって同社の社名、勧誘の目的及び役務の種類を告げていませんでした。

2. さらに、西日本基礎株式会社は、何度も「工事をしません。」と契約を拒否している消費者に対して執拗に契約を迫る等、消費者に迷惑を覚えさせるような仕方でも勧誘を行っていました。

（経済産業省中国経済産業局NEWSRELEASEより）

■2005年度会費納入のお願い

当ネットの運営は、皆様の会費に支えられております。2005年度の会費納入のご協力をお願いいたします。（別紙リーフレットの振込用紙をご活用ください。）